

関西広域連合域内都市農山漁村交流施設デジタルスタンプラリー実施及びプロモーション業務
委託仕様書

1 委託業務名

関西広域連合域内都市農山漁村交流施設デジタルスタンプラリー実施及びプロモーション業務

2 業務の目的

関西広域連合エリア内の都市農山漁村交流施設の認知度向上および交流促進を目的とし、デジタルスタンプラリーを活用してエリア内の都市農山漁村交流に取り組む施設や地域の魅力を発信するとともに、各種交流施設への周遊を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）（予定）

4 委託業務の内容

1) デジタルスタンプラリーを実施するためのシステムの企画・構築、運用保守

(1) システムの名称

「ええとこ発見！ぎゅぎゅっとスタンプラリー」

(2) 拡張性

- ・将来、コンテンツの追加を行うことを想定し、拡張性を持たせたシステムにすること。
- ・長期的なメンテナンスを意識し、アップデートやメンテナンスが容易にできる構成とすること。

(3) 操作性

- ・簡単に操作できる画面構成とすること。
- ・スマートフォン及びタブレットでの利用を主な形態とし、利用形態に応じ、閲覧に適切な構成とすること。
- ・複雑な操作が必要な場合は、ヘルプ機能で操作説明する等の補完機能を搭載すること。

(4) トップページ（ホーム画面）

- ・関西広域連合や構成府県市等が運営しているホームページにリンクできるようにすること。
- ・利用者の登録情報変更、利用規約、操作に関するヘルプ、管理者（関西広域連合事務局）へ問合せ等ができるようにすること。

(5) 掲載する施設の情報

- ・掲載対象となる施設のエリアには、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市が含まれる。
- ・掲載対象となる施設は、観光・体験農園、農林漁家レストラン、農林漁家民宿及び農林漁業者と連携して体験メニューを提供する施設等とする。
- ・掲載希望施設の情報（写真、店名、住所等）は、本契約後、発注者から受託者に貸与する。
- ・掲載に係る許諾、掲載情報に関する内容確認及び資料収集は、受託者が直接施設と行うこと。
- ・掲載施設数は、200件程度を想定し、200件に満たない場合であっても、基本、契約変更の対象としないが、件数減分に見合うようプロモーションを工夫すること。

(6) チェックイン機能

エリア内約200件の施設において、GPS機能に加え、QRコード等の併用によるチェックイン機能を設けること。

(7) 検索機能

現在地、エリア（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）、ジャ

ンル、施設名等で利用者が個店を検索できるような機能を設けること。

(8) 更新システムについて

- ・掲載内容に変更が生じた場合等に、管理者（発注者）が更新できるシステムを構築し、専門的な知識のない者でも取扱いができるものとする。
- ・管理者（発注者）が更新する場合は、更新作業は行政事務用パソコンにて行うため、更新システムは特別なソフトウェアをインストールすることなく、ブラウザのみで動作するシステムとすること。

(9) 動作環境等

- ・サポートブラウザは、PC は Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox 及び Safari 等の最新版、スマートフォンは Android 及び iPhone の標準ブラウザとする。
- ・サポート OS は、PC は Windows（最新バージョン）、MacOS（最新バージョン）、スマートフォンは Android 及び iPhone iOS の最新版に対応していること。
- ・上記のサポートブラウザ及び OS について、すべての環境での動作確認を実施すること。
- ・運用期間内に対応する OS の最新バージョンがリリースされた場合、稼働確認を行い必要に応じて改修を行うこと。
- ・構築する管理画面は、別途ツール・ソフトウェア等をインストールすることなく標準ブラウザのみで安定して動作すること。
- ・表示するページは全面 SSL 化すること。
- ・対応言語は日本語とすること。
- ・リリース後の改修においては、業務やサービスに不具合が起らないよう事前にテストを実施し、発注者の承認を得て反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。

(10) 統計情報

参加者の属性、訪問スポット等の参加者別の情報、スポット別の情報等について、随時情報を抽出する機能を有すること。

(11) サーバ運用について（ネイティブアプリ以外でシステム構築している場合）

- ・サービス上のユーザ所有データ（バックアップデータを含む。）の所在地が日本国内に限定できること。
- ・準拠法、裁判管轄を国内に指定できること。
- ・発注者が登録したデータは、発注者に確実に提供でき、提供後のデータの所有権・管理権は、発注者が保有すること。また、発注者が登録したデータは、本契約に明示的に定められているところを除き、発注者の許諾なく、利用できないものとする。
- ・専用ドメイン名を取得すること。
- ・初期操作説明を行うこと。
- ・サーバ運用支援を行うこと。
- ・レンタルサーバについては、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする。（ISO27001、プライバシーマーク等）
- ・24時間監視のレンタルサーバとし、WAF・IPSを導入すること。

(12) 運用保守について

(ア) 運用要件

- ・サーバのバックアップを週に1回以上取得し、3世代以上保管すること。なお、バックアップ取得時間は、協議により決定すること。
- ・システムの構成、性能、リソース、インシデント等の管理を行うこと。
- ・アプリケーションソフトの脆弱性等を契機とした情報漏洩が発生しないよう十分なセキュリティ

ィ対策を施すこと。

- ・個人情報サーバ及び端末に保持する場合は、暗号化して保存すること。
- ・運用・保守端末にはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用すること。

(イ) 保守要件

- ・外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。また、OS の脆弱性を解消するために、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・本システムに故障等が発生し、業務運用に支障が生じた場合、またはそのおそれがあると判断される場合に、速やかに故障を回復し、正常な業務運用が可能となる状態に復旧する等の保守作業を実施すること。また、故障等を事前に予防するために定期点検についても実施すること。
- ・SQL インジェクションやクロスサイトスクリプティング等の脆弱性を悪用して行われる攻撃に対し、十分な対策を講じて、情報漏洩が発生しないよう留意すること。また、脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。
- ・アプリケーションソフトに脆弱性がないか定期的に調査し、その結果を発注者へ報告すること。

(13) 情報セキュリティ対策について

- ・別添「安全確保の措置」に係る遵守事項に記載の内容を遵守の上、システム構築・運用を行うこと。
- ・登録されるユーザー情報は暗号化して保存すること。またウェブサイトの通信は暗号化すること。

(ア) 管理体制

- ・受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、発注者へ報告し、その内容について承認又は指示を受けるものとする。

(イ) 開発体制

- ・開発に必要なハードウェア・ソフトウェア・ミドルウェア等については全て受託者にて用意するものとする。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得ること。また、受託者は、本項の規定により、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託した場合においても、その業務の当事者としての責めを免れない。

(ウ) テスト

- ・発注者が指定する期日までに実施するテスト内容及びテスト結果が記された成績表を作成し、提出するものとする。

(エ) その他

- ・受託者は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は「情報セキュリティマネジメントシステム (I SMS)」の認証を取得していること。

(コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たしていること)

注) ネイティブアプリを開発する場合、iOS の場合は Appstore、Android の場合は Google ストアから入手可能とするために必要な手続き (アカウント及びライセンス取得等) を行うこと。また、OS によるバージョンアップに伴うアプリの更新が年間 1～2 回程度あることを想定すること。

2) デジタルスタンプラリーイベントの PR

(1) ウェブサイト、SNS 等メディアを活用し、デジタルスタンプラリーイベントの認知度拡大を図るためのプロモーションを行うこと。

(2) PR 用ポスター、チラシのデザイン制作、作成

- ・ポスター：1，700 部程度

納品場所は、滋賀県庁、京都府庁、大阪府庁、兵庫県庁、奈良県庁、和歌山県庁、

鳥取県庁、徳島県庁、京都市役所、大阪市役所、堺市役所及び神戸市役所の12か所を想定。

・チラシ：デザイン制作のみを想定し、PDFデータで納品すること。

(3) その他、フリーペーパー、雑誌・新聞広告等を活用したPRについて予算の範囲内で提案すること。

注) 関西広域連合構成各府県域内に留まらず、府県域をまたぐ広いエリアへの誘客と都市農村交流活動を促進するためのPRを実施すること。

3) プレゼント企画の提案

・集客効果を高め、周遊を促進するために効果的と考えられるプレゼント企画を提案すること。

注) 景品は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の特産品(ふるさと産品のうちの農林水産物及び農林水産加工品)等を想定し、景品の購入及び発送に係る費用は委託費に含める。

4) その他

その他、業務目的を達成するために、必要なメニューを提案すること。

5 成果品

納入する成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務全体の実績について記載した完了報告書
- (2) システム設計書：紙及び電子媒体による各2部
- (3) システム導入の手順：紙及び電子媒体による各2部
- (4) 構築したシステムのソースコード：紙及び電子媒体による各2部
- (5) その他作業上作成した資料等

注) 他社の既存のシステムを活用する場合、(2) システム設計書は「システムの仕様書」、(3) システム導入の手順は「操作説明書」と読み替えることができる。また、(4) 構築したシステムのソースコードは省略することができる。

6 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、発注者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 契約期間中は、成果品に係る瑕疵に対する保守等について無償で対応を行うこと。
- (3) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。
- (4) 受託中に知りえた個人情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこととし、当該契約が履行された後においても同様とする。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を各成果物引き渡し時に、発注者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (7) 発注者が上記(6)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (8) 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (9) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。
- (10) 故障等による交換を含め不要な記憶装置を廃棄する場合は、適切な処理を行うこと。

7 特記事項

システム構築内容等については、内容のより一層の充実を図るため、協議の上、予算の範囲内において構築するページや機能を増やす等の変更を行う場合がある。

8 納入先及び担当者

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県農林水産部果樹園芸課内

関西広域連合広域産業振興局農林水産部農政課 担当：石川、小谷（4月以降は石川、岡本）

TEL : 073-441-2900

FAX : 073-441-2909

E-mail : e0703001@pref.wakayama.lg.jp